

法人の実効税率の引下げと経済効果、医療法人…他

1、ニューストピックス-法人の実効税率の引下げと経済効果、医療法人

今回の税制改正の目玉の1つに**法人の実効税率の引下げ**があります。これについて安倍総理は数年後にドイツの全国平均 29.59%と同水準まで下げること目標にする発言をし（6月25日 日本経済新聞）、経団連は将来的に 25%まで引き下げるという目標を掲げています（9月11日 日本経済新聞）。

一般的に企業に対する減税が行われると、企業の消費や従業員の給与の金額も増加するものと考えられます。給与の増加により従業員さんの消費も増加し、さらにその従業員さんがモノを購入したお店の売り上げが増えてその給与等が増え、またまたその従業員さんの消費が増え…というように最初に減税した金額の何倍もの経済効果が表れます。この効果を「**乗数効果**」と呼びます。減税額を「X」、そのうち消費に回る割合を「β」とすると「 $X\beta + X\beta^2 + X\beta^3 + \dots$ 」だけ国内の富が増えることとなります。この式にもう1回βをかけて元の式から引く（無限等比級数の和）と減税による富の増加は「 $X\beta / (1-\beta)$ 」として表すことが出来ます。例えば1兆円減税すると、消費の割合が0.7の場合、約2.3兆円の経済効果があることとなります。

ただし、減税にも財源が必要になりますので、そのための増税や国債増発による金利上昇等により経済に悪影響を及ぼす場合もあります。これを「**クラウディングアウト効果**」と呼びます。減税の財源を増税で賄うか景気回復による税収の上振れでカバーするか議論もあり、それによる影響も注目されます。

ちなみに、**医療法人**は保険診療に係る所得には法人事業税が課税されず、それ以外の所得も税率が軽減されていますので、保険診療のみの収入の医療法人の実効税率は現行制度上約 30%（中小法人の800万円以下部分は約 17.6%）です。また、減税の財源として注目されている外形標準課税は現行制度上医療法人には課税されていません。医療法人の事業税の取扱いの存続については厚生労働省の来年度の税制改正要望にも挙げられていますが、これらの取扱いについても今後注目する必要があります。

2、今週の税務トピックス-子供が医療法人を継がない場合の持分

Q：医療法人（持分有）を経営しています。前回の決算がたまたま赤字であったため、法人の評価額（相続税評価額）がすごく低くなっているそうです。今後毎年大幅な黒字になることが予想されるので今のうちに医療法人の持分を子供に移した方がよいといわれましたが、私の子供は全員医師ではなく、医療法人を継ぐ予定はありませんので、将来は第三者に承継してもらおうつもりです。持分を移す手間や税金もいくばくか生じることを考えると、医療法人の持分を移す必要はないと考えてよいのでしょうか？

A：医療法人を第三者に引き継いでもらう場合、医療法人の評価額を算定してこれに付加価値（のれん）を加味した金額をもとに、お互いの交渉等により第三者への引き継ぎ額を決めることとなります。

承継に係る対価の受け渡し方法としては「持分の譲渡」か「退職金の支払い」によることとなります。例えば、理事長先生がご勇退時に、ご自身には十分な財産があるためご自身よりもお子様に財産がわたるようにしたいとお考えになった場合、承継時にお子様か持分を所有されていると、その対価が理事長先生ではなくお子様にわたりますので、**承継時のお子様への財産移転方法の選択肢を増やす意味で**今の段階で持分をお子様方に移される意義はあると思われます。

3、今週の人事・労務・社会保険トピックス-年金の繰下げ受給

Q：年金をもらう時期を遅らせるともらえる金額が増加するそうですが、時期を遅らせた方が得でしょうか？

A：年金の受給時期を遅らせた場合、1か月遅らせるごとに0.7%年金が増額されます。つまり、100の年金をあきらめる代わりに将来0.7ずつ年金が増えます。2か月遅らせると200に対して1.4、3か月だと300に対して2.1…となります。100÷0.7÷12か月≒11.90476…となり、**約12年で±0**になります。つまり、遅れて年金をもらい始めてから約12年以上で得することとなります。

なお、最低でも1年以上繰り下げないと増額されません。また、老齢厚生年金と老齢基礎年金のどちらか一方だけ繰り下げて、もう一方は通常どおり受け取ることも可能です。その他の細かい規定につきましては日本年金機構ホームページをご参照ください。（参考：日本年金機構「<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3234>」）

（担当：藤澤 文太・E-mail「fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp」）